

業務管理体制の整備について

〔全サービス対象〕

業務管理体制の整備について

1. 業務管理体制の整備の概要
 - (1) 法的根拠
 - (2) 業務管理体制の届出先
 - (3) 整備の内容
2. 過去の業務管理体制確認検査
 - (1) 一般検査
 - (2) 特別検査
3. 届出内容の確認について

1 業務管理体制の整備の概要

1 業務管理体制の整備の概要

(1) 法的根拠

介護保険法より定められている

第74条第6項ほか

事業者は、要介護者の**人格を尊重**するとともに、この法律またはこの法律に**基づく命令を順守**し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない（人格尊重・忠実義務）



第115条の32第1項

第74条第6項ほか規定する義務の履行が確保されるよう、**業務管理体制を整備**しなければならない。

第115条の32第2項

介護サービス事業者は…**業務管理体制の整備に関する事項**を届け出なければならない。

1 業務管理体制の整備の概要

(2) 業務管理体制の届出先

法第115条の3第2項より、事業所のサービス、所在により次のとおり届出先が異なる。

区分	届出先
①指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在	厚生労働大臣
②指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③指定事業所が同一指定都市、中核市内にのみ所在	指定都市又は中核市の長
④地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在	市町村長
⑤ ①から④以外	都道府県知事

1 業務管理体制の整備の概要

(3) 整備の内容

指定又は許可を受けている事業所又は施設の数（事業所数）（※）によって必要な整備事項が異なる。

※健康保険法の指定による「みなし事業所」を除く

介護保険法施行規則第140条の39より

事業所数	整備内容
1以上20未満	①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者）の選任
20以上100未満	①法令遵守責任者の選任 ②業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守規程）の整備
100以上	①法令遵守責任者の選任 ②法令遵守規程の整備 ③業務執行の状況の監査の定期的な実施

2 過去の業務管理体制確認検査

2 過去の業務管理体制確認検査

(1) 一般検査

書類検査等により、定期的に実施。

指摘事項（例）

- ・法令等の遵守に係る基本方針や法令等遵守マニュアルの作成を検討すること。また、法令順守のための取組について、実態に合っているかどうかを必要に応じて検証、見直しすること。
- ・法令遵守責任者の役割を規約等で規定すること。
- ・法令遵守責任者の氏名を各事業所従業員等に周知すること。
- ・法令遵守責任者と事業所等との間で会議による情報交換の場を設けること。

2 過去の業務管理体制確認検査

(2) 特別検査

指定事業所に指定取消相当の処分事例があった場合等に、運営する事業者事務所への立ち入り検査等により、随時実施。

勧告事例

法人Aの運営する事業所Bの指定取消処分相当事案について、事業者本部へ立入り、法人Aの代表者、法令遵守責任者、その他事業所Bの従業者等に対して聴取等を実施した結果、次の事実が判明した。

- 1 介護保険制度における業務管理体制について正しく認識していない。
- 2 運営事業所Bについて、法令違反を未然防止する体制が構築されていない。
- 3 法令遵守責任者の役割や権限が不明確である。

この結果、法人Aを適正な業務管理体制を整備していないものと認め、是正を勧告した。

2 過去の業務管理体制確認検査

(2) 特別検査

また、この事案では、事業所Bの管理者の行為に不正があったことから、法人Aの役員等の不正であるため、組織的関与を認定した。

管理者：組織的関与を判断する際の「役員等」に含まれる。

組織的関与：

法人の役員等が直接的に不正に関わっているか否かにより判断される。

組織的関与の認定により、法人Aは、指定取消相当処分の事業所B以外の他の事業所について、次回の指定更新が受けられなくなったほか、法人Aの役員等になっていた者による新規申請が5年間できなくなった。

3 届出内容の確認について

3 届出内容の確認について

○業務管理体制の整備に関する届出は、「**業務管理体制の整備に関する届出システム**」で行うことができます。

届出システムURL : <https://www.laicomea.org/laicomea/>

主な届出事項

- ・事業者の名称又は氏名
- ・主たる事務所の所在地
- ・代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・法令遵守責任者の氏名、生年月日

○郵送で届け出る場合は**県長寿社会課**に届出書をご提出ください。
(※厚生労働省、市町村所管を除く。)

○特に、**法令遵守責任者が異動などで変更になったとき**り変更届がない場合があるのでご注意ください。

その他、届出方法の詳細や変更届の様式は、美の国あきたネットの次のページを参照してください。

URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3841>